

すぎなみ食育推進の会 (会則)

(名 称)

第1条 この会は、「すぎなみ食育推進の会」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、代表宅におく。

(目 的)

第3条 この会は、食育推進活動をするために必要な知識と技術を学ぶため、個人および諸団体と協働して、「たのしく学ぶ食育」をモットーに各種プログラムを開発しそれを講演することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

「世代別学習プログラム」

- ① ファミリー世代向け
- ② 子ども世代向け
- ③ 成人世代向け
- ④ 高齢世代向け
- ⑤ ほか

「体験型学習プログラム」

- ① 創作料理教室
- ② 野菜収穫教室
- ③ ほか

「ワークショップ型学習プログラム」

- ① 各種勉強会
- ② ほか

(会 員)

第5条 この会の会員は、本団体の目的に賛同して入会した個人および諸団体とする。

(入 会)

第6条 会員として入会するものは、入会申込書を代表に提出し、承認を得るものとする。

(会 費)

第7条 会費はとくには、定めない。必要に応じて会員の協力を得る場合がある。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出することにより、任意に退会することができる。

(役 員)

第9条 この会は、次の役員をおく。

- ① 代表 1名
- ② その他の役職は、会員の要望と実務を重ねていく中で設置する

(職 務)

第10条 代表は、この会を代表し、その業務を統括する。

附 則

- 1 この会則は、令和元年11月1日から施行する。